

新型コロナ 感染増大警戒情報

- 感染者のウイルス量（人へのうつりやすさ）に着目して発令
→「感染拡大の危険性がより高まっているアラート」として活用

<発令の考え方>

- ・一定期間に特定地域、特定グループで、ウイルス量が一定水準を超える感染者が複数認められる場合に、専門家の意見を伺った上で発令
- ◆発令の判断 → 次の指標を参考に総合的に判断（症例の積み重ねにより、指標は随時、改良）
 - ・ウイルス量が多い感染者を、1週間(原則、週ごと)で複数名確認
 - ・クラスター発生時に、ウイルス量が多い感染者が複数名発生
- ◆発令地域 → 原則、市町村単位（発生状況によっては、東・中・西部、全県でも）

<発令時の対応>

- ・住民に対して、感染予防対策の徹底を呼びかけ（3密回避、頻回な手洗いなど）
- ・医療機関、福祉施設、事業者等へ感染予防徹底の重点指導（職員の健康管理の徹底など）
- ・医療機関・福祉施設の従事者、利用者の幅広いコロナ検査実施 など

※これまでの感染事例で「感染増大警戒情報」の対象として検討対象となった事例は.....

- ・R2.7～8月の東・中部知人等の感染事例、9月の米子市宿舎クラスター、12月の境港市飲食店クラスター